

各部長
教育長 様
各行政委員会事務局長

経営企画部長

平成 29 年度予算編成方針（依命通達）

1 国の動向

本年 6 月に閣議決定された国の「経済財政運営と改革の基本方針 2016」によると、平成 29 年度は、経済・財政再生計画の集中改革期間の 2 年目に当たり、その成果は改革の成否を左右する重要なものとなることから、改革工程表に則り、国・地方を通じた改革を加速するとされている。

特に国の歳出改革の観点から、地方交付税におけるトップランナー方式の導入など地方財政に係る制度改革が進められることから、これらに連動した当市の歳入確保・歳出見直しの取組みもまた不可欠である。

さらに、総務省による平成 29 年度予算概算要求によれば、地方の一般財源総額は確保する方針が示されたが、地方交付税は前年度当初予算比 7,414 億円・4.4%減となり、これを臨時財政対策債で補てんして確保するという内容であり、平成 29 年度の地方財政対策はここ数年にない厳しい状況となることも想定される。

2 本市の財政状況と今後の見通し

平成 27 年度普通会計決算では、消費税率の引上げの平年度化による地方消費税交付金の増や経常経費見直しの取組みなどから、実質単年度収支額が 794,913 千円と 4 年ぶりに黒字となり、昨年度県内ワースト 1 となった経常収支比率も 94.0%と 4.4 ポイントの大幅改善となった。

しかしながら、この改善は一過性のものであり、実際に平成 28 年度において、地方交付税と臨時財政対策債を合わせ前年度比約 4 億円の減となり、高齢化の進展等による扶助費や繰出金の増加傾向が止まっていない現状を考慮すると、更なる改善策を講じなければ、再度財政状況が悪化することは不可避であると言わざるを得ない。

3 予算編成方針

本市のこのような状況を踏まえ「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」の実現を目指すには、より一層計画的・効率的な財政運営を徹底しつつ、各種財政需要に的確に対応していくことが重要である。

平成 29 年度当初予算編成に当たっては、市民の安心安全に関わる事項など喫緊の行政課題に対しては適切に対応するとともに、経常収支の改善を念頭に、経営改革会議での検討結果に基づき徹底した経常経費の見直しと歳入確保に取り組むこととする。

なお、市政の透明性の向上を図るため、スケジュールや要求額など予算編成過程の一部を市ホームページにおいて公表する。

以上を平成 29 年度予算編成方針とするので、下記事項に留意の上、年間予算を的確に積算し、通年予算として要求するよう通達する。

記

1 基本的事項

- ① 職員は、厳しい財政状況を認識し、危機意識を持つこと。その上で、収支改善のためどんな寄与ができるか職員一人ひとりが創意工夫を凝らし、事業の見直しに取り組むこと。
- ② 経営改革会議の検討結果に基づき、要求を行うこと。
なお、予算編成過程で結論を得るとされているものは、要求時点で、必要な検討を行っておくこと。
- ③ 経営改革会議で取り上げた項目以外のものについても②の検討結果にならうこと。
- ④ 国の予算や地方財政対策の動きを注視し、その動向把握を迅速かつ的確に行い、適切な対応に努めること。
- ⑤ 四街道市財務規則第107条第1項の額を超えて随意契約を行っている契約について契約内容等を細やかに検証し、競争入札へ移行できるよう見直しをすること。

2 歳入に関する事項

- ① 市税については、現年課税分の確実な徴収を基本とし、課税客体の的確な捕捉に努めるとともに、収納率向上対策を推進し、収入を確保すること。
また、税負担の公平性を確保するため、現年度徴収に努めるとともに、関係部署・機関との連携を図り、滞納繰越額及び不納欠損額の縮減を図ること。
- ② 使用料及び手数料については、利用者等の傾向等を把握し、的確に積算するとともに、減免についての取扱いは厳格に行うこと。
- ③ 国庫支出金・県支出金については、国・県の予算編成の動向を注視し、市町村向け補助金などの特定財源の確保に努めるほか、市内各種団体に対する国・県等の補助制度の活用についても検討すること。
- ④ 市有財産のうち、具体的な利用計画がない土地等については、売却、貸付など有効活用に努め、収入の確保と維持管理費の削減を図ること。

3 歳出に関する事項

- ① 無駄を省き、効率的な行政運営を徹底するという観点から見直しを行うこと。特に時代の経過や周辺環境の変化から必要性が薄れた事業や施策効果の割に他団体に比べ相対的に水準が高い事業などは、積極的に見直しを行うこと。
- ② 新規事業や既存事業の拡充は、市民ニーズに基づくものか、市が実施すべきものかどうか、目的や達成目標が明確になっているか等について十分な検討を行うこと。
また、必要な財源は、政策目的を共にする既存事業等の廃止・縮小等により捻出することを基本とする。
- ③ 扶助費等については、受給件数や給付水準などあらゆる観点から再検討を行い、対象者や扶助額について精査し、予算の肥大化を招くことのないよう給付の厳格化に努めること。特に市の単独事業については、制度の必要性、費用対効果等を必ず整理し、必要に応じ制度改正に積極的に取り組むこと。
また、国・県の補助対象となる事業において補助割れしている事業については、他市町村と連携して国・県に対し要望に努めること。
- ④ 物件費については、経常経費削減の取組みの観点から、既存事業の徹底した見直しを行うなどして縮減を図ること。
なお、調査、計画作成等の業務委託については、高度に技術的・専門的な業務又は委託することによる時間外勤務手当の削減が見込める事業など、明らかに業務全体の

経費節減につながるものに限る。

- ⑤ 補助費等については、経営改革会議の検討結果を踏まえた見直しを行うとともに、その目的、事業効果を再検討し、要求額の抑制に努めること。
なお、新たに補助制度を創設する場合は「補助金交付に関する基準」を踏まえ、公益性、事業効果等を検証して要求すること。
- ⑥ 維持補修費で経常的に配分していた事業については、具体的なものを除き、要求額の抑制に努めること。
- ⑦ 普通建設事業については、最小の経費で効果が認められる積算とすること。

4 その他の事項

特別会計においても以上の方針と同一の基準に立って予算編成を行うものとする。

なお、特別会計の原則に則り、一般会計との負担区分を明確化し、安易に財源不足を一般会計からの繰入金に依存することのないよう留意すること。